

鷹巣阿仁地域合併協議会規約

(設置)

第1条 鷹巣町、合川町、森吉町及び阿仁町(以下「4町」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号。以下「法」という。)第3条第1項の規定に基づき、合併協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(名称)

第2条 協議会は、鷹巣阿仁地域合併協議会と称する。

(事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 4町の合併に関する協議
- (2) 法第5条の規定に基づく市町村建設計画の作成
- (3) 前2号に掲げるもののほか、4町の合併に関し必要な事項

(事務所)

第4条 協議会の事務所は、秋田県北秋田郡鷹巣町花園町19番1号 鷹巣町役場内に置く。

(組織)

第5条 協議会は、会長、委員(副会長を含む。)をもって組織する。

(会長及び副会長)

第6条 会長及び副会長は、4町の長が協議し、4町の長の中から会長1名、副会長3名を選任する。

2 会長及び副会長は、非常勤とする。

(委員)

第7条 委員は、次の者をもって充てる。

- (1) 4町の長(前条第1項の規定により会長となった者を除く。)
 - (2) 4町の議会議長及び議会の推薦する議員各2名
 - (3) 4町の長が定めた学識経験を有する者各3名
 - (4) 4町の長が協議して定めた学識経験を有する者1名
- 2 委員は、非常勤とする。

(会長及び副会長の職務)

第8条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した副会長がその職務を代理する。

(会議)

第9条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 委員の3分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。

3 会議の開催場所及び日時は、会議に付すべき事項とともに会長があらかじめ委員に通知

しなければならない。

(会議の運営)

第10条 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 前2項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(小委員会)

第11条 協議会は、所掌する事務の一部について調査及び審査を行なうため、小委員会を置くことができる。

2 小委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(幹事会及び専門部会)

第12条 協議会に提案する事項について検討し、又は調整するため、協議会に幹事会を置く。

2 第3条各号に掲げる事項の専門的な協議及び調整を行なうため、幹事会に専門部会を置く。

3 幹事会及び専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第13条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局の事務に従事する職員は、4町の長が協議して定めた者をもって充てる。

3 前2項に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会の経費)

第14条 協議会の運営に関する経費は、4町の負担金及びその他の収入をもって充てる。

2 前項の負担金は、4町の協議により定める。

(監査)

第15条 協議会の出納の監査は、4町の代表監査委員の中から、4町の長が協議して定めた3名に委嘱して行なう。

2 前項の規定により委嘱を受けた監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第16条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第17条 委員(第7条第1項第2号及び第3号に規定する委員並びに監査委員に限る。)は、報酬及びその職務を行なうために要する費用弁償を受けることができる。

2 前項に定める報酬及び費用弁償の額並びに支給方法は、会長が会議に諮り別に定める。

(協議会の解散の場合の処置)

第18条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第19条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

附 則

この規約は、平成16年2月9日から施行する。